

秋田市告示第121号

令和8年3月17日の「令和8年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年3月24日

秋田市長 沼谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,474,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	30,102,523	18,229	30,120,752
	2 国庫補助金	7,927,742	18,229	7,945,971
20	繰入金	3,617,328	18,233	3,635,561
	2 基金繰入金	3,415,261	18,233	3,433,494
22	諸収入	8,894,250	31,113	8,925,363
	5 雑入	2,014,928	31,113	2,046,041
	歳入合計	157,406,494	67,575	157,474,069

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
	1 商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
8	土木費	18,246,100	47,854	18,293,954
	4 港湾費	213,513	47,854	261,367
	歳 出 合 計	157,406,494	67,575	157,474,069

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	秋田市観光振興協働交付金	千円 19,721
8 土木費	4 港湾費	秋田港大型クルーズ船誘致等事業	47,854

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
8 土木費	18,246,100	47,854	18,293,954
歳 出 合 計	157,406,494	67,575	157,474,069

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 商工費国庫補助金	千円 42,732	千円 9,860	千円 52,592	1 商工費補助金	千円 9,860
6 土木費国庫補助金	2,228,273	8,369	2,236,642	3 港湾費補助金	8,369
計	7,927,742	18,229	7,945,971		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,400,000	18,233	1,418,233	1 財政調整基金 繰入金	18,233
計	3,415,261	18,233	3,433,494		

22款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	2,014,925	31,113	2,046,038	4 観光文化スポ ーツ雑入	31,113
計	2,014,928	31,113	2,046,041		

説	明	
15 新しい地方経済・生活環境創生交付金	(観光振)	9,860
		千円
03 新しい地方経済・生活環境創生交付金	(観光振)	8,369

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	18,233
--------------	-------	--------

79 秋田港クルーズ客船受入負担金	(観光振)	31,113
-------------------	-------	--------

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
5 観光費	千円 1,320,714	千円 19,721	千円 1,340,435	千円 9,860	千円	千円	千円 9,861
計	10,301,625	19,721	10,321,346	9,860	0	0	9,861

8 款 土木費

4 項 港湾費

1 港湾振興費	213,513	47,854	261,367	8,369		31,113	8,372
計	213,513	47,854	261,367	8,369	0	31,113	8,372

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 19,721	【観光文化スポーツ部関係】 秋田市観光振興協働交付金	千円 19,721 19,721

12 委託料	47,854	【観光文化スポーツ部関係】 秋田港大型クルーズ船誘致等事業	47,854 47,854

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 67,575 千円
上記のうち特定財源 49,342
差 引 一 般 財 源 18,233

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 入 金	18,233	2 基 金 繰 入 金	18,233
計	18,233		

議案第 2 号

令和 8 年度秋田市一般会計予算

令和 8 年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(市債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 市債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 10 日 提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		45,990,931
	1 市民税	21,188,016
	2 固定資産税	20,514,891
	3 軽自動車税	930,202
	4 市たばこ税	2,150,347
	5 鉱産税	5,383
	6 入湯税	43,908
	7 事業所税	1,158,184
2 地方譲与税		1,125,110
	1 地方揮発油譲与税	185,559
	2 自動車重量譲与税	686,654
	3 森林環境譲与税	178,818
	4 特別とん譲与税	23,252
	5 航空機燃料譲与税	50,827
3 利子割交付金		201,955
	1 利子割交付金	201,955
4 配当割交付金		188,661
	1 配当割交付金	188,661
5 株式等譲渡所得割交付金		392,893
	1 株式等譲渡所得割交付金	392,893
6 法人事業税交付金		614,632
	1 法人事業税交付金	614,632
7 地方消費税交付金		9,870,399
	1 地方消費税交付金	9,870,399
8 ゴルフ場利用税交付金		49,164
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,164

款	項	金額
9 環境性能割交付金		千円 1
	1 環境性能割交付金	1
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,840
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,840
11 地方特例交付金		419,878
	1 地方特例交付金	419,623
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	255
12 地方交付税		25,757,000
	1 地方交付税	25,757,000
13 交通安全対策特別交付金		46,847
	1 交通安全対策特別交付金	46,847
14 分担金及び負担金		359,922
	1 分担金	1,150
	2 負担金	358,772
15 使用料及び手数料		2,054,838
	1 使用料	1,128,842
	2 手数料	925,996
16 国庫支出金		24,625,222
	1 国庫負担金	21,198,300
	2 国庫補助金	3,344,751
	3 委託金	82,171
17 県支出金		10,064,063
	1 県負担金	6,807,121
	2 県補助金	2,686,585
	3 委託金	570,357
18 財産収入		195,169

款	項	金額
		千円
	1 財産運用収入	146,261
	2 財産売却収入	48,908
19 寄附金		3,139,255
	1 寄附金	3,139,255
20 繰入金		1,950,704
	1 特別会計繰入金	176,782
	2 基金繰入金	1,773,922
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,802,416
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,703,098
	4 受託事業収入	39,891
	5 雑入	2,019,423
23 市債		7,628,100
	1 市債	7,628,100
	歳 入 合 計	144,180,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 668,645
	1 議会費	668,645
2 総務費		17,231,199
	1 総務管理費	15,025,354
	2 徴税費	1,156,700
	3 戸籍住民基本台帳費	697,083
	4 選挙費	185,041
	5 統計調査費	78,061
	6 監査委員費	88,960
3 民生費		56,412,530
	1 社会福祉費	27,555,334
	2 児童福祉費	20,009,850
	3 生活保護費	8,779,328
	4 国民年金費	67,318
	5 災害救助費	700
4 衛生費		10,402,677
	1 環境衛生費	575,665
	2 保健所費	2,006,333
	3 清掃費	4,845,046
	4 病院費	1,871,023
	5 上水道費	78,497
	6 食肉衛生検査所費	194,641
	7 母子衛生費	831,472
5 労働費		525,862
	1 労働諸費	525,862
6 農林水産業費		2,407,937

款	項	金額
		千円
	1 農業費	1,732,136
	2 農業集落排水費	291,690
	3 林業費	384,111
7 商工費		9,759,265
	1 商工費	9,759,265
8 土木費		15,494,202
	1 土木管理費	366,684
	2 道路橋りょう費	3,344,095
	3 河川費	518,100
	4 港湾費	275,773
	5 都市計画費	5,871,259
	6 下水道費	4,485,788
	7 住宅費	632,503
9 消防費		4,118,729
	1 消防費	4,118,729
10 教育費		13,035,888
	1 教育総務費	2,605,623
	2 小学校費	2,771,972
	3 中学校費	1,802,094
	4 高等学校費	916,859
	5 幼稚園費	400,223
	6 社会教育費	2,077,058
	7 保健体育費	844,985
	8 専修学校費	156,398
	9 大学費	1,460,676
11 災害復旧費		268,959

款	項	金額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	268,955
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,754,106
	1 公債費	13,754,106
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	144,180,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	雄和市民サービスセンター大規模改修事業	千円 1,592,000	令和8年度	千円 338,800
				令和9年度	1,253,200
3 民生費	2 児童福祉費	仁井田児童館大規模改修事業	138,754	令和8年度	
				令和9年度	138,754
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設工場棟作業用エレベータ修繕経費	37,060	令和8年度	
				令和9年度	37,060
		新ごみ処理施設整備基本計画策定等経費	432,189	令和8年度	193,392
				令和9年度	79,237
				令和10年度	69,402
				令和11年度	45,081
				令和12年度	45,077
8 土木費	4 港湾費	秋田市ポータルタワー・秋田港振興センター修繕経費	219,588	令和8年度	87,835
				令和9年度	131,753
10 教育費	3 中学校費	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備事業（新校舎建設工事分）	11,192,857	令和8年度	152,279
				令和9年度	3,761,399
				令和10年度	6,871,782
				令和11年度	407,397

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和8年度 } 令和9年度	千円 583
行政事務システム更新・運用事業	令和8年度 } 令和15年度	641,630
コンベンション誘致推進事業（令和8年度設定）	令和8年度 } 令和11年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和8年度設定）	令和8年度 } 令和11年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
総合窓口支援システム等運用経費	令和8年度 } 令和9年度	4,238
戸籍システム更新・運用経費	令和8年度 } 令和10年度	43,186
個人番号カード発行関係経費	令和8年度 } 令和13年度	23,972
奨学金返還助成事業（令和8年度設定保健総務課分）	令和8年度 } 令和13年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和8年度設定子ども育成課分）	令和8年度 } 令和13年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和8年度 } 令和9年度	50,600
若者職場定着支援事業	令和8年度 } 令和9年度	28,500
創業資金利子補給	令和8年度 } 令和11年度	2,400
中心市街地等空き店舗対策事業費補助金	令和8年度 } 令和10年度	18,597

事 項	期 間	限 度 額
中小製造業設備投資資金利子補給	令和8年度 } 令和18年度	千円 9,745
中心市街地循環バス車両購入費負担金	令和8年度 } 令和12年度	4,500
マイタウン・バス運行事業	令和8年度 } 令和9年度	157,170
議長専用公用車更新経費	令和8年度 } 令和9年度	457
飯島小学校スクールバス車両借上経費	令和8年度 } 令和13年度	276,115
学びの多様化学校設置準備経費	令和8年度 } 令和9年度	895

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	975,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	235,400			
児童福祉費	48,100			
環境衛生費	29,300			
保健所費	29,600			
清掃費	106,600			
農業費	288,400			
商工費	564,700			
道路橋りょう費	1,013,600			
港湾費	121,700			
土地区画整理費	1,579,500			
街路事業費	887,800			
公園整備費	65,200			
住宅費	53,900			
災害対策費	5,100			
消防費	341,200			
小学校費	421,900			
中学校費	412,100			
社会教育費	73,600			
保健体育費	162,200			
大 学 費	136,300			
公共土木施設 災害復旧費	76,900			
計	7,628,100			

議案第3号

令和8年度秋田市土地区画整理会計予算

令和8年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,540,099千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,755,287
	1 国庫補助金	1,755,287
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		1,756,888
	1 一般会計繰入金	1,756,888
4 繰越金		27,923
	1 繰越金	27,923
	歳入合計	3,540,099

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 3,538,499
	1 土地区画整理費	3,538,499
2 公債費		600
	1 公債費	600
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,540,099

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業（都市計画道路千秋山崎線アンダーパス擁壁築造工事分）	千円 1,481,101	令和8年度	千円 171,890
				令和9年度	484,446
				令和10年度	372,705
				令和11年度	328,778
				令和12年度	123,282
		秋田駅西北地区土地区画整理事業（都市計画道路千秋山崎線アンダーパス擁壁築造工事分）	1,289,608	令和8年度	122,063
				令和9年度	373,631
				令和10年度	381,677
				令和11年度	299,081
				令和12年度	113,156

議案第4号

令和8年度秋田市市有林会計予算

令和8年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 県支出金		37,020
	1 県補助金	37,020
2 財産収入		23,445
	1 財産運用収入	4,216
	2 財産売払収入	19,227
	3 分収林収入	2
3 繰入金		152,246
	1 一般会計繰入金	152,246
4 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
5 諸収入		218
	1 雑入	218
	歳入合計	214,429

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 34,236
	1 総務管理費	34,236
2 事業費		58,344
	1 造林事業費	58,344
3 公債費		118,865
	1 公債費	118,865
4 諸支出金		2,884
	1 分収交付金	2,884
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		214,429



議案第5号

令和8年度秋田市市営墓地会計予算

令和8年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,479千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		61,187
	1 使用料	38,590
	2 手数料	22,597
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		291
	1 雑入	291
	歳入合計	61,479

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 61,278
	1 総務管理費	61,278
2 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		61,479

議案第6号

令和8年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和8年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

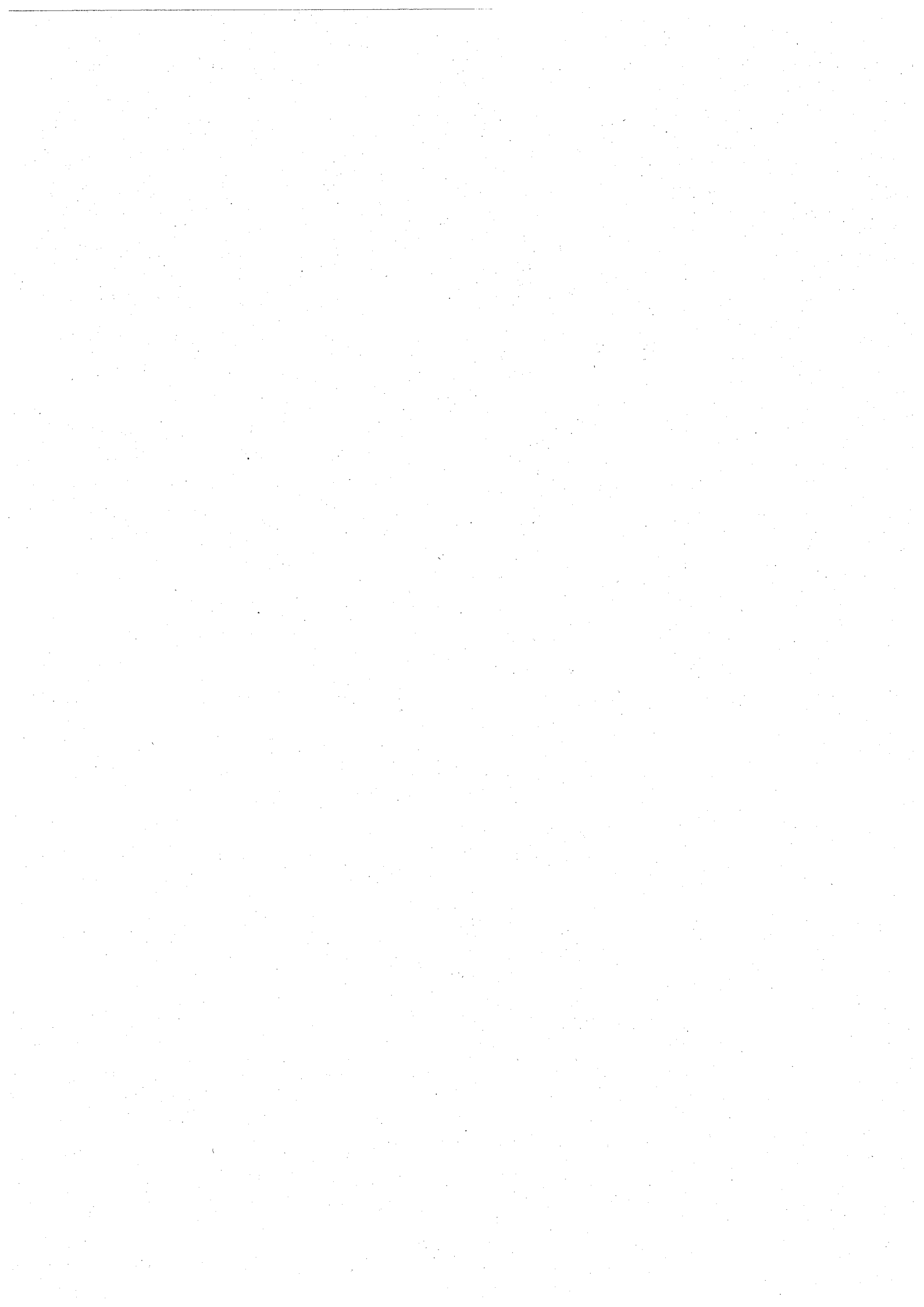
秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		156,548
	1 使用料	156,547
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		87,720
	1 一般会計繰入金	87,720
4 繰越金		11,300
	1 繰越金	11,300
5 諸収入		200,757
	1 貸付金元利収入	80,001
	2 雑入	120,756
	歳入合計	457,197

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 411,951
	1 総務管理費	411,951
2 事業費		11,300
	1 地方卸売市場施設整備費	11,300
3 公債費		33,646
	1 公債費	33,646
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		457,197



議案第7号

令和8年度秋田市大森山動物園会計予算

令和8年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		127,782
	1 使用料	127,782
2 財産収入		1,903
	1 財産運用収入	1,903
3 寄附金		2,390
	1 寄附金	2,390
4 繰入金		421,086
	1 一般会計繰入金	421,086
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19,843
	1 雑入	19,843
	歳 入 合 計	573,005

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		523,443
	1 総務管理費	523,443
2 事業費		14,500
	1 動物園施設整備費	14,500
3 公債費		34,962
	1 公債費	34,962
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		573,005

議案第8号

令和8年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和8年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 発電収入		千円 225,814
	1 発電収入	225,814
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		225,815

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		48,934
	1 総務管理費	48,934
2 繰出金		176,781
	1 一般会計繰出金	176,781
3 公債費		100
	1 公債費	100
	歳 出 合 計	225,815

議案第9号

令和8年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和8年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,732,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 63,668
	1 負担金	63,668
2 諸収入		1,603,525
	1 貸付金元利収入	1,603,525
3 市債		65,400
	1 市債	65,400
歳入合計		1,732,593

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		65,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	65,400
2 公債費		1,667,193
	1 公債費	1,667,193
	歳 出 合 計	1,732,593

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円 65,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換す ることができる。
計	65,400			

議案第10号

令和8年度秋田市学校給食費会計予算

令和8年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,655,479千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		543,241
	1 給食費収入	543,241
2 県支出金		664,664
	1 県補助金	664,664
3 繰入金		447,571
	1 一般会計繰入金	447,571
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 雑入	2
歳 入 合 計		1,655,479

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,652,879
	1 総務管理費	1,652,879
2 公債費		1,600
	1 公債費	1,600
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,655,479

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費管理システム更新・運用経費	令和8年度 ┆ 令和13年度	千円 61,020

議案第11号

令和8年度秋田市工業団地開発事業会計予算

令和8年度秋田市の工業団地開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ318,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 318,450
	1 一般会計繰入金	318,450
	歳入合計	318,450

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,955
	1 総務管理費	1,955
2 事業費		315,695
	1 工業団地整備費	315,695
3 公債費		800
	1 公債費	800
歳 出 合 計		318,450

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北部地区再生可能エネルギー工業団地整備事業	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 273,038

議案第12号

令和8年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和8年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,790,681千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

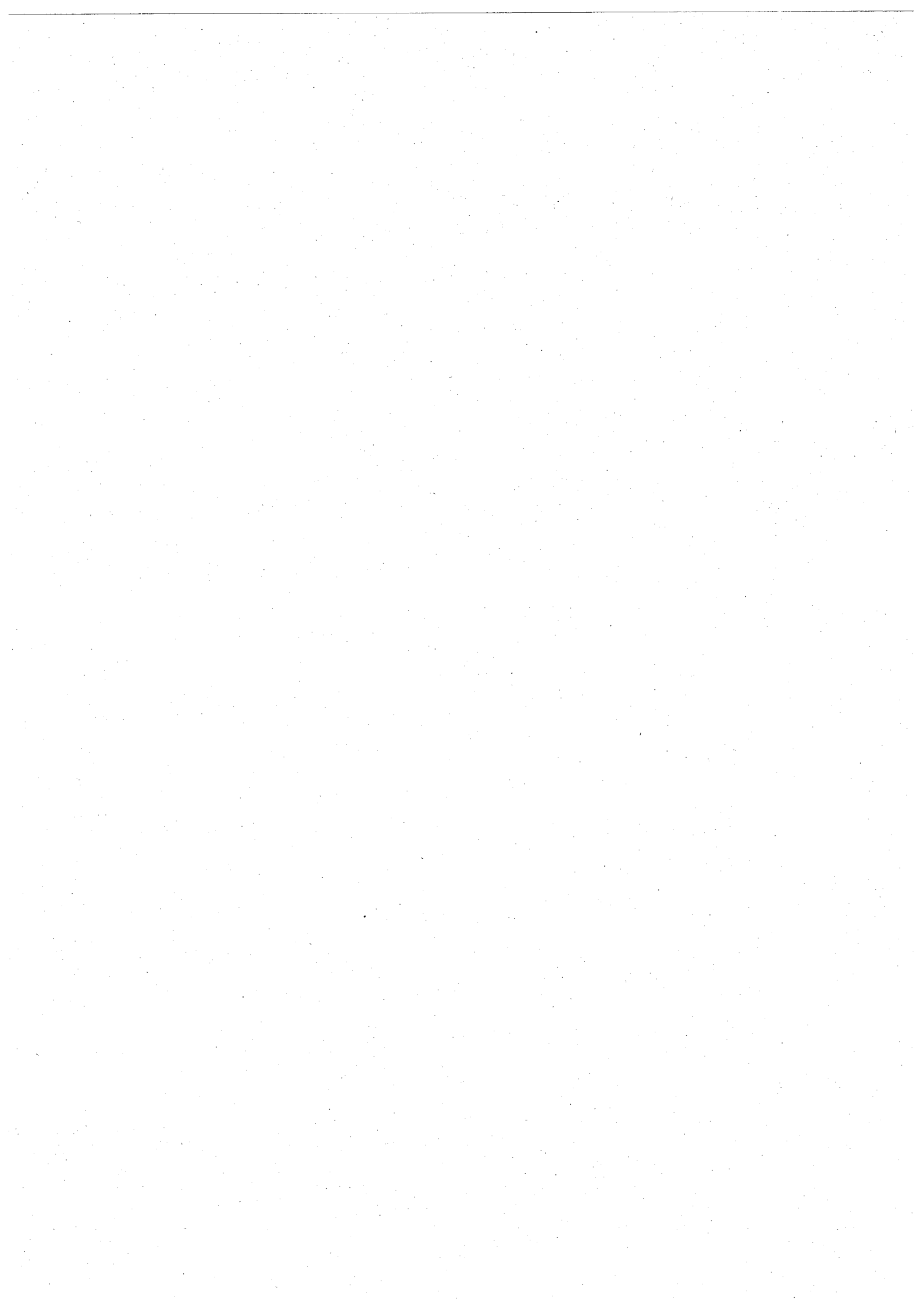
(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純



第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 3,903,558
	1 国民健康保険税	3,903,558
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		31,460
	1 国庫補助金	31,460
4 県支出金		21,534,669
	1 県補助金	21,534,668
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,764
	1 財産運用収入	1,764
6 繰入金		2,283,347
	1 一般会計繰入金	2,283,346
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		35,880
	1 延滞金、加算金及び過料	16,681
	2 雑入	19,199
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	27,790,681

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 241,942
	1 総務管理費	116,018
	2 徴税費	120,718
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	4,881
2 保険給付費		21,067,468
	1 療養諸費	18,063,768
	2 高額療養費	2,944,033
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	37,516
3 国民健康保険事業費納付金		6,149,340
	1 医療給付費分	4,016,265
	2 後期高齢者支援金等分	1,551,404
	3 介護納付金分	448,576
	4 子ども・子育て支援納付金分	133,095
4 保健事業費		264,347
	1 特定健康診査等事業費	173,518
5 基金積立金	2 保健事業費	90,829
		1,764
6 公債費	1 基金積立金	1,764
		200
7 諸支出金	1 公債費	200
		15,620
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	15,619
	2 一部負担金	1

款	項	金額
8 予備費		千円 50,000
	1 予備費	50,000
	歳出合計	27,790,681

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

議案第13号

令和8年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和8年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,757千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

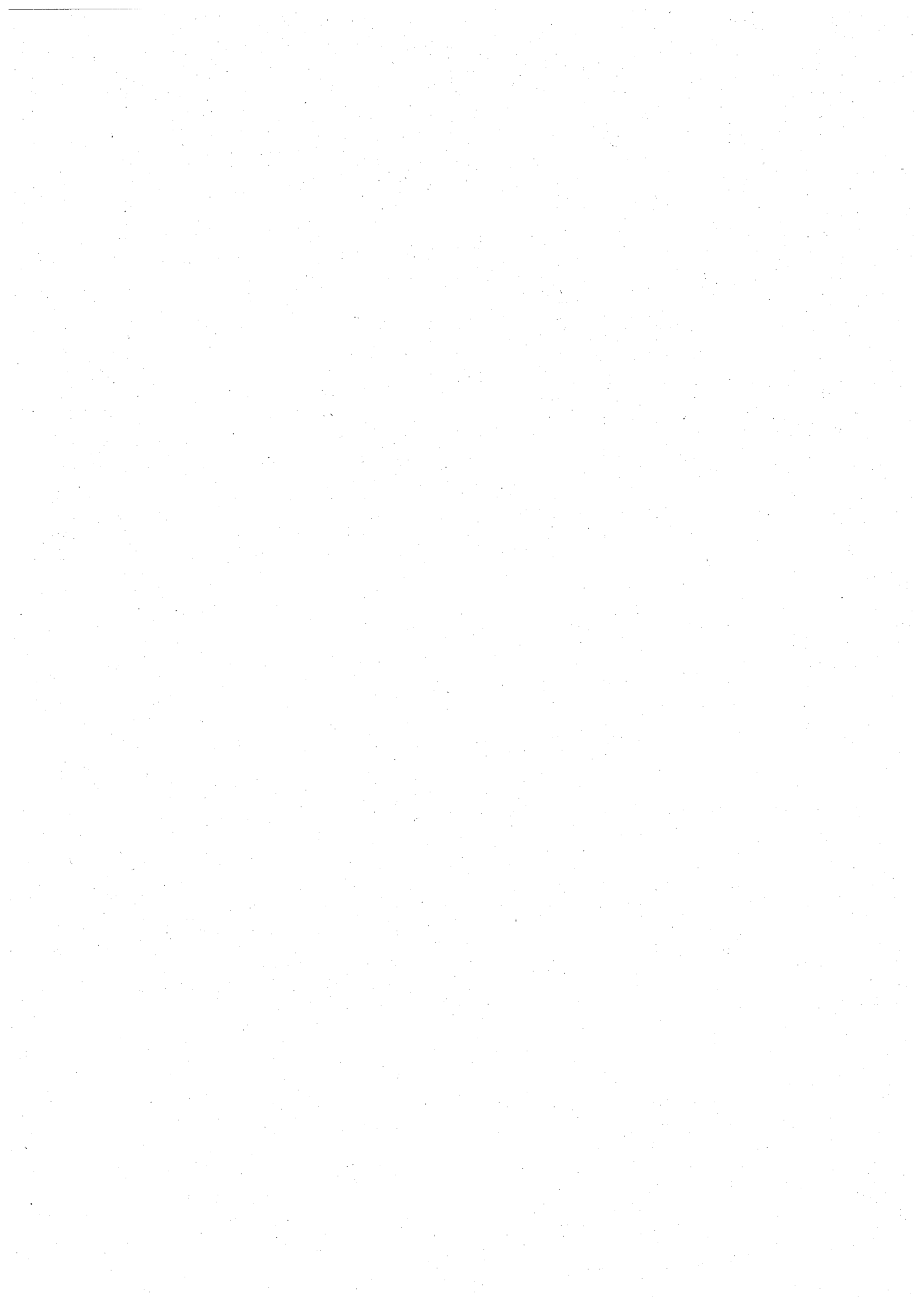
秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 7,684
	1 一般会計繰入金	7,684
2 繰越金		1,822
	1 繰越金	1,822
3 諸収入		8,251
	1 貸付金元利収入	7,969
	2 雑入	282
	歳 入 合 計	17,757

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		17,657
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	17,657
2 公債費		100
	1 公債費	100
	歳 出 合 計	17,757



議案第14号

令和8年度秋田市介護保険事業会計予算

令和8年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,743,811千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 6,602,014
	1 介護保険料	6,602,014
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,471,021
	1 国庫負担金	5,390,854
	2 国庫補助金	2,080,167
4 支払基金交付金		8,226,266
	1 支払基金交付金	8,226,266
5 県支出金		4,501,383
	1 県負担金	4,309,296
	2 県補助金	192,087
6 財産収入		6,828
	1 基金運用収入	6,828
7 繰入金		4,733,726
	1 一般会計繰入金	4,733,725
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,707
	1 繰越金	7,707
9 諸収入		194,865
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	194,864
歳入合計		31,743,811

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 622,622
	1 総務管理費	622,622
2 保険給付費		29,846,631
	1 介護サービス等諸費	27,305,617
	2 介護予防サービス等諸費	753,997
	3 高額介護サービス等費	882,145
	4 特定入所者介護サービス等費	866,685
	5 その他諸費	38,187
3 地域支援事業費		1,226,434
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	580,566
	2 一般介護予防事業費	36,554
	3 包括的支援事業・任意事業費	605,341
	4 その他諸費	3,973
4 保健福祉事業費		25,485
	1 保健福祉事業費	25,485
5 基金積立金		6,828
	1 基金積立金	6,828
6 公債費		100
	1 公債費	100
7 諸支出金		7,711
	1 償還金及び還付加算金	7,711
8 予備費		8,000
	1 予備費	8,000
歳 出 合 計		31,743,811

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費 (令和8年度設定分)	令和8年度 ┆ 令和13年度	千円 299,640

議案第15号

令和8年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和8年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,796,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 4,441,979
	1 後期高齢者医療保険料	4,441,979
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,343,226
	1 一般会計繰入金	1,343,226
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,850
	1 延滞金、加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	10,200
歳 入 合 計		5,796,057

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 69,599
	1 総務管理費	34,577
	2 徴収費	35,022
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,711,058
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,711,058
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		5,796,057

議案第16号

令和8年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,265戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,618,227m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	89,365m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,150m
配 水 管 布 設 替 等	15,593m
配 水 幹 線 整 備	一式
(ロ) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 淵 浄 水 場 非 常 用 発 電 機 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	8,643,971千円
第1項 営 業 収 益	7,015,206千円
第2項 営 業 外 収 益	1,628,763千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款	水道事業費用	7,605,661千円
	第1項 営業費用	7,066,078千円
	第2項 営業外費用	536,683千円
	第3項 特別損失	1,100千円
	第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,540,488千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,219,868千円、建設改良積立金1,517,704千円及び過年度分損益勘定留保資金1,802,916千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	10,673,389千円
	第1項 企業債	9,845,600千円
	第2項 出資金	63,918千円
	第3項 補助金	45,365千円
	第4項 固定資産売却代金	1千円
	第5項 負担金及び寄附金	718,505千円

支 出

第1款	資本的支出	15,213,877千円
	第1項 建設改良費	13,772,934千円
	第2項 企業債償還金	1,421,707千円
	第3項 国庫補助金返還金	19,236千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	360,000千円	令和8年度	230,000千円
		仁井田 浄水場 等整備事業 関連工事		令和9年度	130,000千円

1 資本的支出	1 建設改良費	俄沢浄水場ほか遠方監視更新工事	275,000千円	令和8年度	一千円
				令和9年度	275,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金補給 あつせん利子補給	令和8年度から13年度まで	904千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	9,845,600千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	984,015千円
(2) 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、210,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	イオンクロマトグラフ ポストカラム (シアン、臭素酸)	一式

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第17号

令和8年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	126,411戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	34,619,191 ^m ₃
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	94,847 ^m ₃
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	140m
管 渠 改 築 等	6,470m
マンホールポンプ施設整備	13施設
公共下水道太平川9号幹線整備	一式
秋田駅西地区雨水幹線整備	一式
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	2施設
(ハ) 特定環境保全公共下水道	
管 渠 布 設	1,860m
マンホールポンプ施設整備	5施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		11,115,897千円
	第1項 営業収益		7,571,663千円
	第2項 営業外収益		3,544,232千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,939,579千円
	第1項 営業費用		10,246,369千円
	第2項 営業外費用		689,159千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,399,385千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469,682千円、過年度分損益勘定留保資金2,158,039千円及び当年度分損益勘定留保資金1,771,664千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		11,025,689千円
	第1項 企業債		5,783,000千円
	第2項 出資金		857,140千円
	第3項 補助金		4,248,950千円
	第4項 負担金		136,598千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		15,425,074千円
	第1項 建設改良費		10,447,696千円
	第2項 企業債償還金		4,977,378千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 秋田駅西 地区雨水 幹線整備 事業	9,000,000千円	令和8年度	一千円
				令和9年度	1,300,000千円
				令和10年度	2,700,000千円
				令和11年度	5,000,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	4,572,880千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和8年度から14年度まで	1,148千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和8年度から14年度まで	1,750千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	5,783,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 557,386千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,250,442千円である。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第18号

令和8年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,159戸	225戸	1,384戸
(2) 年間総処理水量	392,036m ³	49,244m ³	441,280m ³
(3) 一日平均処理水量	1,074m ³	135m ³	1,209m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			2施設
農業集落排水施設事業計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	371,767千円
	第1項 営業収益	45,056千円
	第2項 営業外収益	326,710千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	43,102千円
	第1項 営業収益	8,236千円
	第2項 営業外収益	34,864千円
	第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	369,350千円
	第 1 項 営 業 費 用	354,241千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	14,559千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	44,823千円
	第 1 項 営 業 費 用	43,172千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,549千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,711千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額696千円及び過年度分損益勘定留保資金148,015千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	37,250千円
	第 1 項 企 業 債	12,500千円
	第 2 項 出 資 金	21,464千円
	第 3 項 補 助 金	2,250千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,036千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	9,048千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	921千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	166,705千円
第1項	建設改良費	32,185千円
第2項	企業債償還金	134,518千円
第3項	投 資	2千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	28,304千円
第1項	建設改良費	18,087千円
第2項	企業債償還金	10,217千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	96,220千円
水資金便利所改造 給排水(農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	138千円
水資金便利所改造 給排水(農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	210千円
水資金便利所改造 給排水(個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	230千円
水資金便利所改造 給排水(個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	350千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	18,700千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,587千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、269,131千円である。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純